

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」応募要領

平成 26 年 1 月 21 日

平成 26 年 3 月 31 日（修正）

独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 1. 応募概要

### (1) 応募資格

応募資格として次の要件を満たす必要があります。

- ① 応募者は、日本国内に研究施設を有する企業、大学、独立行政法人等であること（共同研究体制等複数の機関で応募することも可能です。）。
- ② 応募者は、組織として生物多様性条約及び名古屋議定書における、生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分（ABS）の事情を理解しており、その旨が記載された応募資格に関する誓約書（様式2）を提出できる者であること。
- ③ 応募者は、採択後、「海外における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する契約（重要事項を別紙3に示す）を締結することに同意し、また、その旨が記載された応募資格に関する誓約書（様式2）を提出できる者であること。
- ④ 応募者は、現地での事業を行うにあたって、NITE及び相手国共同研究先の指示に従い、協調できる研究員を派遣でき、その旨が記載された応募資格に関する誓約書（様式2）を提出できる者であること。

### (2) 応募書類について

共同事業を希望する応募者は、(3)①の提出期間中に、提案1件ごとに次の①～③を、6. に示す応募先まで提出してください。応募は、郵送又は持参にて受け付けますが、FAX及びE-mailでの書類等の提出は受け付けません。なお、提出された提案書等については返却いたしませんので、予めご了承ください。

#### ① 提案書等 2部（原本1部及び写し1部）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 提案書（様式1）</li><li>2. 応募資格に関する誓約書（様式2）</li><li>3. 応募組織の概要がわかる文書（パンフレット等）</li><li>4. 過去3年間の財務状況がわかる資料</li></ol> |
|---|

(研究開発費(概算)がわかる資料があれば、添付してください。)

5. 渡航予定者の研究履歴書 (様式3又は任意の書式、渡航予定者分必要)

※ 提案書等は全てA4版で、原本1部(片面印刷)、写し1部(両面印刷)の2部作成いただきます。上記の順番で資料をセットして、クリップ(又はダブルクリップ)等で左肩を留めてご提出ください。ホッチキス等のステーブラー留めや 2穴ファイル等による製本はしないでください。

- ② ①のうち、提案書(Microsoft Wordファイル又はPDFファイル)の電子情報を入れたCD-R(ISO9660形式)又はDVD-R

※ 提案1件につき1つのファイルとしてください。CD-R等にはラベルを貼付し、必ず下記事項を記載してください。

1. 共同事業テーマ名 2. 応募者名 3. 応募年

- ③ 提案書受領票 1部 (様式4を編集し、必要事項を記入したもの)

応募資格に関する誓約書 (様式2)の提出の際には、誓約書の内容、「海外における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項(別紙3)、及び「海外における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する契約の重要事項(別紙4)についてご承諾のうえ提出してください。

(3) 提案書等の提出について

- ① 提出期間

提出期間は、平成26年1月21日(火)～平成26年3月31日(月)です。→ **平成26年4月30日(水)迄に延長しました。**

郵送又は持参で応募を受け付けますが、郵送、持参いずれの場合も、提出期限を**平成26年4月30日**17時迄(必着)とします。

- ② 提案書等の受付

1. (2)に示す必要な書類が全て揃っている提案のみ受け付けます。これにより、内容審査に入ります。

もし、必要な書類が全て揃っていない場合は、提案書等到達後1営業日以内にその旨を電子メール等でご連絡いたしますので、その際指定する期間内に必要な資料を全て提出した場合は、受け付けます。

#### (4) 注意事項

提案書等の作成に当たっては、別紙1の記載例を参照し、日本語で作成してください。記載例に赤字でポイントを記載しておりますので、内容をよくご確認の上、必要事項を記載してください。

## 2. スケジュール

- 公募開始 : 平成26年1月21日(火)
- 公募締切 : 平成26年4月30日(水)
- 内容審査 : 平成26年5月1日(木)～平成26年5月23日(金)
- (必要に応じて応募者による口頭説明を予定、初めての応募の場合は必須)
- 採 択 : 平成26年5月26日(金)に通知(発送)
- 契約締結及び事業開始: 平成26年7月頃(予定)

## 3. 提案書等受付後の共同事業実施までの流れ

### (1) 内容審査

- ① 共同事業先の選定は、提出された提案書等による書面審査のほか、必要に応じて実施するヒアリング等の結果を基に、所定の審査手続きに従って行います。
- ② 審査において提案書等の内容に疑義がある場合等には、追加資料の提出を求めますので、指定の期限までにご回答ください。期限までにご回答いただけない場合は、審査終了(不採択)となります。
- ③ 共同事業先を選考する際の基準は、別紙2のとおりです。

### (2) 採択

- ① 審査の結果、採択された応募者には書面にて採択通知書を送付いたします。
- ② 不採択の場合は、当該提案者に対して不採択となった旨を電子メール等でご連絡いたします。

### (3) 契約締結

採択後に、NITEとの共同事業契約を締結して現地での微生物合同探索を実施します。また、海外との素材移転合意書(MTA)における利益配分協議をNITEを通して行い、合意内容に基づくMTAを締結していただきます。

### (4) 事業開始

共同事業の開始は平成26年7月頃を予定しておりますが、具体的な時期については共同事業者(当該募集において採択された共同事業先)とNITEとが個別に協議し、相手国側

との調整を経てNITEが決定します。

#### **4. 応募情報及び個人情報の管理**

- (1) 提案書等の応募情報は、共同事業先の選定のためにのみ用い、NITE内で厳重な管理のもと保管及び廃棄します。また、提案書等の提出資料の返却はいたしません。
- (2) ご提供いただいた個人情報は、公募及び共同事業に関する連絡、資料、契約書類の送付及びNITEが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内状の送付やメールマガジンの送付等に利用します。上記の利用目的以外で利用することはありません。

#### **5. 応募先(書類提出先) 及び 問い合わせ先**

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター 開発課

海外探索担当 宛て

- ※ お問い合わせは、上記の書類宛先までFAX(0438-20-5582)又はE-mail (abs-info@nite.go.jp)でお問い合わせください。(NITEの情報セキュリティ(スパムメール)対策として、フリーメールアドレスからのメールは受信できません)  
電話によるお問い合わせには応じられません。また、審査の経過等に関するお問い合わせはご遠慮ください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

テーマ「○○○○○○○○○○○○○○」

平成○○年○○月○○日

以下の応募者は、別添のとおり「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用  
に関する共同事業」に関する提案書を提出いたします。

応募者

組織名 印

代表者名 印

所在地（郵便番号○○○-○○○○）

連絡先 所属  
役職名  
氏名  
住所

TEL  
FAX  
E-mail

テーマ「○○○○○○○○○○○○○○」

1. 共同事業の概要

2. 共同事業の目標及び内容

2-1. 目標

2-2. 共同事業の内容及び計画

(1)共同事業の内容及び計画

(2)公表できる共同事業成果等

(3)提供できる知識・技術等

①現地渡航中に実施するセミナーの内容

②その他

3. 当該テーマにおける研究開発実績

4. 共同事業体制

4-1. 管理体制(代表者名)

4-2. 共同事業実施体制

4-3. 研究者氏名

氏名	所属・役職職名	主たる研究実施場所	渡航予定者

5. その他

要望

## 応募資格に関する誓約書

組織名  
所在地  
代表者名

印

以下のとおり、弊社は「モンゴルにおける生物遺伝資源の保存と持続可能な利用に関する共同事業」の応募に関して次の事項を満たすと誓約します。

- (1) 組織として、生物多様性条約及び名古屋議定書における、生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分 (ABS) の規定 (以下に概要を示す) を理解しています。

- ・生物多様性条約の目的、微生物を含む生物遺伝資源に対する主権的権利は原産国にあること。
- ・その国の微生物へ勝手にアクセスし、利用してはならず、相手国の事前の合意が必要であること。
- ・微生物を利用して生ずる利益については、原産国へ還元すること。その利益は特許や製品販売等実用化も含まれること。

- (2) 組織として、別紙4に示す「海外における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項について理解しています。また、利益配分に関する協議を行う際には、協議のために必要となる根拠を十分に提出いたします。

- (3) 応募要領に概要が記載されている「海外における生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する契約を締結することに同意します。

- (4) 本共同事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施する目的から NITE 及び相手国共同研究先と協働し、win-win の関係となるようお互いに尊重しながら進めます。また、現地には NITE 及び相手国共同研究先の指示に従い、協調できる者を派遣します。

## 研究経歴書

## 1. 渡航者情報

氏名

住所

電話番号

E-mail

## 2. 学歴

時期	経歴

## 3. 職歴

時期	経歴

## 4. 専門分野

## 5. 論文のリスト(過去 3 年間)

## 6. 微生物の取扱い経験、微生物の採取、分離等の経験、海外での業務経験

微生物の取扱い経験:

海外での業務経験:

受領票(製品評価技術基盤機構控)  
受領番号 \_\_\_\_\_

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

共同事業テーマ  
「○○○○○○○○○○」

平成 年 月 日

共同事業先代表者  
会社名: ○○○○株式会社  
代表者名: 代表取締役社長 ○○○○  
所在地: 〒 ○○県○○市.....

担当者: 所属 ○○部○○○課  
役職名 ○○○部(課)長  
氏名 印  
TEL  
FAX

提案書類チェックリスト  
(正1部、写1部)

- 提案書
- 応募資格に関する誓約書
- 応募組織の概要がわかる文書
- 過去3年間の財務状況がわかる資料
- 渡航予定者の研究履歴書

\*連絡先が上記所在地と異なる場合は、その連絡先も記載してください。

切り取り

提案書受領票

割  
印

受領番号 \_\_\_\_\_

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」提案書  
共同事業テーマ「○○○○○○○○○○」

平成 年 月 日

共同事業先代表者  
\_\_\_\_\_ 殿

貴殿から提出された標記提案書は、受領いたしました。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構  
バイオテクノロジーセンター

( 記 載 例 )

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

テーマ「○○○○○○○○○○○○」

平成○○年○○月○○日

以下の応募者は、別添のとおり「モンゴルにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用  
に関する共同事業」に関する提案書を提出いたします。

応募者

組織名 ○○○○○株式会社 印

代表者名 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 (郵便番号○○○-○○○○)  
○○県△△市……………

連絡先 所属 ○○○部 △△△課  
役職名 ○○○○○部(課)長  
氏名 ○ ○ ○ ○  
住所 (郵便番号○○○-○○○○)  
○○県△△市……………

TEL

FAX

e-mail



び計画について、以下のA. B. C. D.を含めて具体的に記載してください。

A.共同事業実施期間とそのスケジュール概要

B.ターゲットとする微生物及びその取得、分離方法、及び分離数の目安

C.試料採集場所や時期の希望について。また、どのような試料をどのくらい採集するのかの目安

D.相手国においてこれらを実施する際に必要となる人員、日数、機材、消耗品、試薬等の詳細)

(2)公表できる共同事業成果等

(別紙2の選考基準(コ)との関係において、共同事業によって得られる成果のうち、どのようなものを相手国側に公表できるのか具体的に記載してください。)

(また、共同事業開始時又は探索後におけるプレス発表や、論文、学会発表等において、当該共同事業の実施を外部に発信することについて同意いただける場合は、その旨記載してください。)

(3)提供できる知識・技術等

(別紙2の選考基準(ク)との関係において、共同事業によって、どのような知識・技術等を相手国側に提供できるのか具体的に記載してください。)

① 現地渡航中に実施するセミナーの内容

(現地渡航中に実施するセミナーにおいて、お話いただける内容、微生物の分離、同定、機能解析等技術的な情報提供について記載してください。)

② その他

(その他、相手国側に提供できる知識・技術等がある場合は記載してください。提供できる技術・知識等には現地共同研究先の研究員との共同作業による技

術移転も含まれます。)

### 3. 当該テーマにおける研究開発実績

(別紙2の選考基準(オ)との関係において、提案者の所属する機関又は研究グループのバイオテクノロジーに関する研究開発実績等を引用して簡潔に記載してください。なお、製品化等の実用化の例がある場合はその旨ご説明ください。)

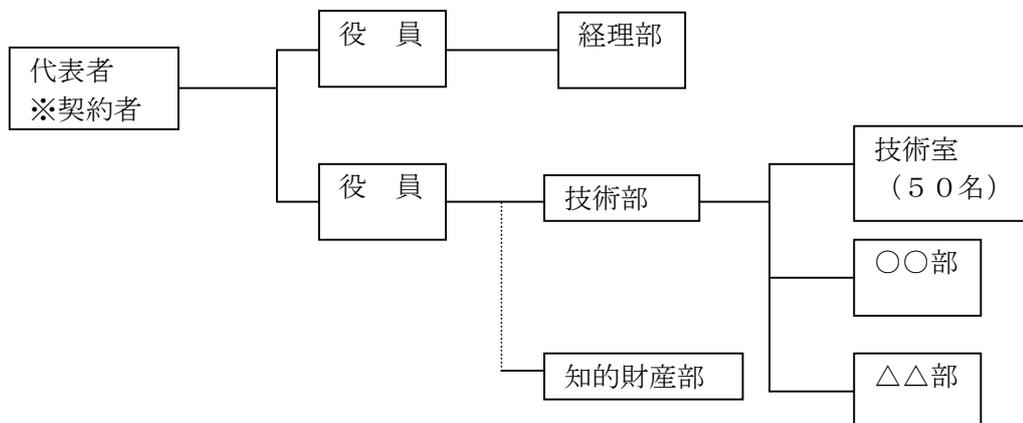
### 4. 共同事業体制

(提案する共同事業を実施するときの実施体制を、次のような一覧表にして記載してください。)

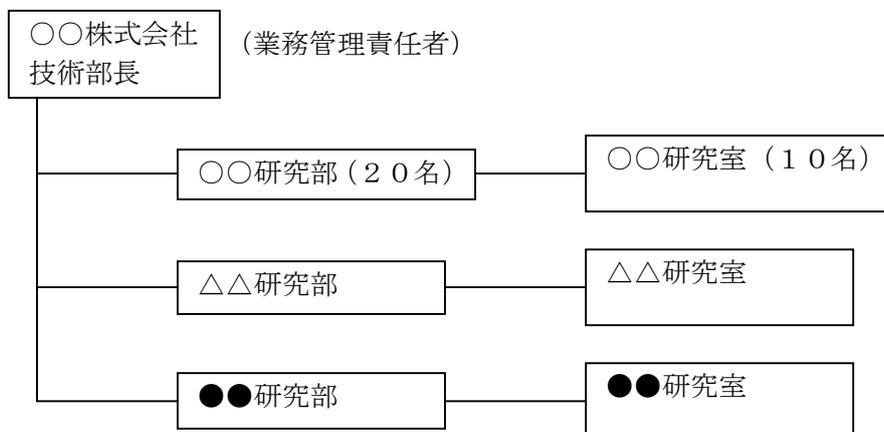
#### 4-1. 管理体制(代表者名)

(別紙2の選考基準(イ)及び(ウ)との関係において、研究開発部門等、当該応募に係る部署について規模(人員)がわかるように記載し、研究リーダー、共同事業契約書及びMTAの契約者が管理体制のどのポストの人物かわかるように図示してください。特に、研究開発部門及び契約管理を行う部署(知的財産部門)がある場合は、その旨明記してください。)

(例 示)



4-2. 共同事業実施体制  
(例示)



4-3. 研究者氏名

(氏名、所属、役職等を記載してください。)

氏名	所属・役職職名	主たる研究実施場所	渡航予定者

5. その他

要望

(共同事業を実施するに当たっての要望事項があれば記載してください。)

## 選考基準

- (ア)当該事業を円滑に遂行する際に必要な経営基盤を有していること。
- (イ)共同事業の目的の達成及び計画の遂行に必要な研究開発の人員並びに設備を有していること。
- (ウ)当該事業を行う体制(知的財産を扱う組織等)が整っていること。
- (エ)相手国に研究員を派遣し、採集・分離作業に参加できること。
- (オ)共同事業に関する当該技術又は関連技術について、研究開発実績を有していること。
- (カ)提案の内容が、相手国で採集された微生物に付加価値を与えるものであること。
- (キ)提案の内容が、以下に示す方針に合致していること。

方針：相手国で微生物を採集し、分類研究、機能解析のためのスクリーニング等を行うことにより、新規微生物、有用遺伝子、微生物の産業利用の可能性に関するデータ等を取得し、相手国における微生物資源の保全及び持続可能な利用に貢献すること。  
また、採集する微生物に人に対する病原菌は含まれないこと。
- (ク)提案事業の実施を通じて、相手国共同研究先に新たな知識・技術を提供するなどの非金銭的利益配分が見込まれること。
- (ケ)提案の内容が、有用な新規微生物(群)を収集し、有効活用が図れるものであること。なお、有効活用には将来的にNITEから第三者への提供も含まれること。
- (コ)得られた成果を原則、相手国共同研究先及びNITEに対して公開できること。

「海外における生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する契約の重要事項

1. 成果の取り扱い、知的財産権、対価の支払い等

1-1. 事業成果の報告・公表等

当該共同事業で得られた成果については、NITE 及び提供国に毎年報告する。成果の内容、公開時期、発表方法等については、NITE と共同事業者が事前に協議すること。

1-2. 成果物の取扱い

提供国で自ら取得し移転した微生物等を用いて、共同事業者により独自になされた発明等に基づく知的財産権は、共同事業者がMTA及び契約に定める全ての義務を負担することを条件として、共同事業者のみに帰属すること。

1-3. 対価の支払い

共同事業者は生物多様性条約における生物遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)の原則に従い、特許登録時、特許実施時等の対価をマイルストーンペイメント方式で、NITEを通じて提供国側と定めること。

共同事業者はMTA締結時に決定される特許登録時、特許実施時の対価について、それぞれ特許登録後3ヶ月以内及び特許実施後3ヶ月以内に金額を決定し、NITEに支払う。

MTA締結時に決定されるロイヤリティの支払時期や方法は、製品の販売開始予定の1ヶ月前までに協議して決定すること。

1-4. 知的財産権の譲渡等

共同事業者は、知的財産権の第三者への実施権付与を行う場合には、NITE と事前に協議し、実施許諾を受ける当該第三者が支払うべき利用料、一時金及びロイヤリティに該当する各対価等の条件について合意すること。

2. 共同事業者の義務

共同事業者は、NITEの承諾なく、第三者に提供国で自ら取得した微生物を譲渡等してはならないこと。

共同事業者は、NITEの承諾なく、本事業実施場所以外で提供国で自ら取得した微生物を使用してはならないこと。

提供国で自ら取得し移転した微生物は、共同事業期間が終了した段階で、その派生物等を含

めて廃棄又は処分する。継続して使用する場合は、共同事業契約の継続又は改めて契約を締結すること。

### 3. 微生物の取り扱い

提供国で自ら取得した微生物株について、共同事業期間中は優先的に利用できるが、当該微生物株の主権的権利は提供国にあり、共同事業者に付与されるのは利用権であること。また、優先利用期間中であってもNITEは当該微生物株を同定し、保存する事業を行うこと。

当該微生物株は、提供国から直接共同事業者に移転される。ただし、移転する微生物の種類によっては、植物防疫法に基づく農林水産大臣の事前の許可が必要となり、これらの手続きは共同事業者が行うこと。

当該微生物株は、共同事業が終了した段階でその派生物等も含めて廃棄又は処分すること。また、継続して使用する希望がある場合は、共同事業契約の継続又は改めて契約を締結すること。

### 「海外における生物遺伝資源の保全と 持続可能な利用に関する共同事業」の重要事項

本事業の目的は、海外で微生物を採集し、分類研究、機能解析のためのスクリーニング等を行うことにより、新規微生物、有用遺伝子、微生物の産業利用の可能性に関するデータ等を取得し、提供国における微生物資源の保全及び持続可能な利用に貢献することです。

本共同事業は、提供国の関係者、共同事業者及びNITEが協働して行うものであり、win-winの関係となるようお互いに尊重して進める必要があります。

共同事業者（当該応募において採択された共同事業先）は、提供国で自ら取得した微生物について、共同事業期間中は優先的に利用できますが、当該微生物の主権的権利は提供国にあり、共同事業者に付与されるのは利用権となります。当該微生物は、提供国側の同意を得た上で、提供国から共同事業者の研究施設に直接移動できます。

この権利を行使して得られた利益の一部は本事業を通じて提供国に還元され、生物多様性の保全に役立てられます。

提供国に還元する利益には、特許や製品販売等実用化も含まれています。そのうち特許のマイルストーンペイメント方式の支払いは、提供国が主権的権利を有する微生物から導かれた成果に対して、成功報酬になります。また、特許は共同事業者が単独で出願可能ですが、提供国の協力を得て採集・分離した微生物を用いて製品販売等の実用化を実現することから、利益の一部をロイヤリティとして提供国に還元していただきます。

なお、提供国に還元する利益には、非金銭的利益配分として現地でのセミナーや相手国共同研究先の研究員との共同作業を通じた技術提供に協力することも含まれます。